髙和果公報

発 高 知 月 月 内 日 2 番 2 2 0 号 **発 行 日** 毎 週 2 0 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示 ページ ○平成30年度自衛官候補生の募集期間等(危機管理・ 防災課) 1

公 告

○毒物劇物取扱者試験の実施

(医事薬務課)

高知県教育委員会規則

⑥高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県教育長訓令

◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

高知県選挙管理委員会告示

◎告示(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部改正 〈6・14掲示〉

○政治団体の設立の届出

○政治団体の届出事項の異動の届出

○政治団体の解散の届出

○資金管理団体の指定の届出

落札公告

○落札者等の公告 (4件)

(情報政策課)

正誤

◎正誤(平18・9・8付け 選挙管理委員会告示)

告

高知県告示第519号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条 第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及 び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示す る。

平成30年6月19日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 男子及び女子(平成30年8月及び9月採用予定)
- (1) 募集期間

随時(最終期限は、平成30年7月6日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成30年7月7日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス http://www.mod.go.jp/pco/kochi/

------公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により、一般、農業用品目及び特定品目毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 試験事項、日時及び場所並びに願書提出期間

試験事項	日時	場所	願書提出期間
1 筆記 表 物 物 る に 法 要 物 物 る に 法 要 数 で で の で の が の 方 法 と で は か り で の た と か り で の た と か り か し か と で か し か と で か と で か と か り か と で か と か と か と か と か と か と か と か と か	平成30年8月 30日 (木) 午 後1時30分か ら午後3時ま で	高知市丸ノ内 二丁目 1 番10 号 高知城ホール	平成30年7月9日(月20日日) (月20日日) 日間 (日曜日の日間 (日曜日の日の日間 (日曜日の日の日間 (日曜日の日の日の日間 (日曜日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日
2 実地試験 毒物及び 劇物の識別 及び取扱方 法(実地試 験は、記述 式の方法に よる。)	平成30年8月 30日 (木) 午 後3時30分か ら午後4時ま で		8時30分から 午後5時15分 まで(午後1 時までの午後1 時までの間に く。)付けにる (郵送による 場合は、平成

	30年7月20日
	付けの消印の
	あるものまで
	受け付け
	る。)。

- 2 提出書類
- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書(発行の日から6月以 内のものに限る。)。ただし、日本国籍を有しない者にあっ ては、国籍が記載された住民票(発行の日から6月以内のも のに限る。)
- (3) 写真(出願前6月以内に撮影した縦7センチメートル、 横5センチメートルの大きさの上半身脱帽のもので、裏面に 氏名を記載すること。)
- 3 受験手数料

10,500円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

4 願書の提出先

高知市丸ノ内一丁目 2 -20 (郵便番号780-8570) 高知県健康政策部医事薬務課

5 その他

詳細については、高知県健康政策部医事薬務課(電話番号 088-823-9682) に問い合わせること

なお、願書を郵送する場合は、必ず簡易書留によること。

教育委員会規則

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月19日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正 する規則

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(平成14年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則 第1条中「高知県教育委員会事務局」を「高知県教育委員会事 務局及び教育機関」に改める。

別表中

文化財課に勤務する職員	作業服 (夏)	1	2
で、文化財等の調査、保存	作業服(冬)	1	2
及び修理等の業務に従事す	ゴム長靴	1	2

毲

文化財課に勤務する職員 で、文化財等の調査、保存 及び修理等の業務に従事す るもの	作業服(夏) 作業服(冬) ゴム長靴 雨ガッパ 防寒着 作業靴	1 1 1 1 1 1	2 2 2 3 3 2
県立図書館に勤務する職員	制服	2	4

に改める。

別記様式中「高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則」を 「高知県教育委員会事務局及び教育機関職員被服貸与規則」に改 める。

附 則

この規則は、平成30年7月2日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第3号

事務局 各事務所 各教育機関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成30年6月19日

高知県教育長 伊藤 博明

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する

第1条 教育機関等の長に対する事務委任規程(昭和46年3月高 知県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項 を加える。

- 4 第1項に定めるもののほか、県立図書館長に委任する事務 は、被服の貸与及び管理に関することとする。
- 第3条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。
- 第2条 教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を次のよう に改正する。

第2条第4項中「被服の貸与及び管理に関すること」を「次 に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 高知県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和25 年高知県条例第68号。次号において「条例」という。)第 2条ただし書の規定による臨時休館及び臨時開館に関する こと。
- (2) 条例第3条第2項の規定による開館時間の変更に関す ること。
- (3) 被服の貸与及び管理に関すること。

この訓令中第1条の規定は平成30年7月2日から、第2条の規 定は同月24日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第39号

平成18年9月高知県選挙管理委員会告示第70号(公職選挙法の規定による個人演説会等を開催できる施設)の一部を次のように改正する。

平成30年6月14日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

表中

Γ				
'	IJ	小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町小筑紫502 番地	II
	11	小筑紫基幹集落センタ	宿毛市小筑紫町小筑紫220 番地1	II

を

IJ	小筑紫保育園	宿毛市小筑紫町田ノ浦937 番地	平成30年6月14日
IJ	小筑紫基幹集落センター	宿毛市小筑紫町小筑紫220 番地1	平成18年9月8日

に、

JJ	宿毛市田ノ浦体育館	宿毛市小筑紫町田ノ浦937 番地	平成25年6月20日
JJ	宿毛市栄喜体育館	宿毛市小筑紫町栄喜165番 地	II

な

1	』 宿毛市		宿毛市小筑紫町栄喜165番地	平成25年6月20日	
---	--------------	--	----------------	------------	--

に改める。

高知県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

名称	代表者名	の氏	会計責 の氏名		主たる事務所の所在地	届出 年月 日
久保田ひろ し後援会	尾崎	文彦	石建 子	加世	室戸市元甲 1987	平30 • 5 • 1
山﨑正恭後 援会	山﨑	正恭	山﨑	美和	高知市浦戸 563	平30 • 5 • 7
西田政雄後援会	岡本	直也	大久仍 宏	录 和	高知市瀬戸南 町二丁目 6 一 12	平30 • 5 • 11
山下ゆたか 後援会	山下	裕	山下	博子	安芸市伊尾木 150-1	平30 • 5 • 11
千光士いせ お後援会	今本	和子	千光士	上 千	安芸市井ノ口 甲1188	平30 • 5 • 17
吉村政朗後 援会	吉村	政朗	吉村勢	千登	土佐清水市中 浜256番地	平30 • 5 • 25
土佐の未来をつくる会	西岡	寿彦	吉田	光弘	高知市本町四 丁目1-32	平30 • 5 • 29
小谷のりと も後援会	岡崎	広喜	小谷	力	安芸市矢ノ丸 一丁目3-14	平30 • 5 • 30

高知県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 政党(国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者 氏名	の	会計責者の日		主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	公明党幡多総支 部 (野々下 昌	異動な	し	勝瀬彦	泰	異動なし	平30 • 4 • 26
新	文)			久米 志	里		20
旧	自由民主党大月 町支部 (山本 恒和)	坂本一	駿	異動な	こし	幡多郡大 月町清王 139	平30 • 5 • 11
新		山本和	恒			幡多郡大 月町柏島 55番地	
[B	自由民主党高知 県支部連合会 (中谷 元)	福井	照	桑名 吾	龍	異動なし	平30 • 5 • 20
新		中谷	元	梶原 介	大		- 20

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治 団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	川島のりひこ後 援会	川島健二	近藤長憲	異動なし	平30 • 5
新	(門田 都巳)	門田 都	川島 恵美子		• 11

旧	日本精神科病院 高知県政治連盟 (須藤 康彦)	異動なし	竹島 久雄	異動なし	平30 • 5 • 10
新	(須滕 尿疹)		須藤 信弘		
旧	しみずを愛する 会 (岡本 詠)	異動なし	異動なし	土佐清水 市天神町 3-15	平30 • 5 • 24
新				土佐清水 市 浦 尻 448-1	
旧	山本芳男後援会 (坂本 節)	小松 青喜	異動なし	異動なし	平30 • 3 • 26
新		坂本 節			20
旧	福島明後援会 (西川 栄一)	異動なし	異動なし	高知市瀬 戸東町一 丁目21番 地10	平30 • 5 • 27
新				高知市上 町一丁目 10番48号	

高知県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
希望の党高知県衆議院第1 選挙区支部	大石 宗	平30·5·1

その他の政治団体

吉村政朗後援会 | 吉村 政朗 | 平11 · 4 · 30 |

高知県選挙管理委員会告示第43号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成30年6月19日

高知県選挙管理委員会委員長 十居 秀喜

資金管理団体

資金管理団体 の届出をした 者(代表者) の氏名	公職の 種類	名称	主たる事務所の所在地	指定 年月 日
山﨑 正恭	高知県 議会議 員	山﨑正恭後援会	高知市浦戸 563	平30 • 5 • 3

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

平成30年6月19日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 平成30年度共通基盤機器使用 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知 電気ビル別館
- 3 落札者を決定した日 平成30年5月24日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額

月額 1,204,200円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日 平成30年4月6日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 高知県情報セキュリティクラウド運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知 電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 55,782,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す る。

平成30年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 給与システム運用保守委託業務外7業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知 電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 79,596,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及 び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125 号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年6月19日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成30年度県庁ネットワーク運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県総務部情報政策課 高知市本町四丁目1番16号 高知 電気ビル別館
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月30日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額 95,904,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 政令第11条第1項第1号に該当するため

.

账

私

正誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平18・9・8	8877	◎ 挙 理 員 告	19	右 (24~28)	宿毛市山奈町山田896番地 "16 電毛市平田町黒川4492番地 "7	宿毛市山奈町山田934の1 " 宿毛市平田町黒川4504の4 "
				右 (31~34)	宿毛市沖の島町母島1003番 "地	宿毛市沖の島町母島1003・ " 1004合番地
				右 (40~45)	宿毛市平田町戸内3357番地 " 2 宿毛市橋上町橋上1020番地 "	宿毛市平田町戸内3357